

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第55号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u> <u>第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号）第23条第 1 項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）をしたときは、当該職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の利用に係る申告等に係る当該職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u>

	<u>(2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u>
	<u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u>
	<u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により職員の意向を確認した場合は、当該意向に配慮しなければならない。</u>
	<u>4 任命権者は、第1項第3号又は第2項第3号の規定により確認した職員の意向の内容を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u>
(介護についての申出があった場合における措置等)	(介護についての申出があった場合における措置等)
<u>第18条</u> 〔略〕	<u>第19条</u> 〔略〕
(勤務環境の整備に関する措置)	(勤務環境の整備に関する措置)
<u>第19条</u> 〔略〕	<u>第20条</u> 〔略〕
(人事委員会規則への委任)	(人事委員会規則への委任)
<u>第20条</u> 〔略〕	<u>第21条</u> 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。